

令和元年度 第2回

鶴岡市国民健康保険運営協議会

日時：令和元年11月19日(火) 午後1時～

場所：鶴岡市役所 委員会室 (3階議会棟)

鶴岡市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和元11月15日現在)

区分	氏名	就任年月日	備考
被保険者代表	小池 賀	H29.11.15～	鶴岡市農業協同組合
	齋藤 源之助	R元.11.15～	庄内たがわ農業協同組合
	佐藤 清八郎	R元.11.15～	山形県漁業協同組合
	齋藤 邦夫	H25.11.15～	鶴岡商工会議所
	佐藤 満也	R元.11.15～	出羽商工会
保険医・保険薬剤師代表	福原 留子	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	佐久間 正華	H21.11.15～	鶴岡地区医師会
	三原 一郎	R元.11.15～	鶴岡地区医師会
	迎 田 健	H27.11.15～	鶴岡地区歯科医師会
	鳥海 良朗	R元.11.15～	鶴岡地区薬剤師会
公益代表	坂本 督桑	R元.11.15～	鶴岡市議会
	田中 宏	H29.11.15～	鶴岡市議会
	秋葉 雄	R元.11.15～	鶴岡市議会
	阿部 寛	R元.11.15～	鶴岡市議会
	五十嵐 一彦	R元.11.15～	鶴岡市議会
被用者保険等 保険者代表	鈴木 修	H24.8.7～	きらやか健康保険組合 (常務理事)
摘要	任期	令和元年11月15日 から 令和4年11月14日 まで	

職名	氏名
健康福祉部長	白 幡 俊
総務部参事兼課税課長	百 瀬 政 行
納税課長	五十嵐 英 晃
健康福祉部参事兼健康課長	小 林 まゆみ
藤島庁舎市民福祉課長	伊 原 千佳子
羽黒庁舎市民福祉課長	佐 藤 美 香
榊引庁舎市民福祉課長	佐 藤 美 鈴
朝日庁舎市民福祉課長	成 澤 真 紀
温海庁舎市民福祉課長 (事務局)	武 田 綾 子
国保年金課長	岡 部 富 美
国保年金課課長補佐	香 原 美 樹
国保年金課国保医療主査	山 口 幸
国保年金課国保医療係主事	難 波 拓 実
国保年金課国保医療係主事	渡 部 健 太

# 会 議 次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 副市長あいさつ
4. 委員・事務局職員紹介
5. 会長及び会長職務代理者の選出
6. 会長及び会長職務代理者あいさつ
7. 会議録署名委員の指名
8. 報 告
  - (1) 国民健康保険運営協議会について ..... P1～3
  - (2) 国民健康保険制度の概要について ..... P4～5  
(平成30年度からの制度概要)  
(国保財政の仕組み)
  - (3) 国民健康保険事業の状況について ..... P6～7  
(国民健康保険の財政見通し)  
(朝日地域国保直営診療所の状況)
9. 協 議
  - (1) 令和元年度国民健康保険特別会計補正予算(案)について .. P8～9
  - (2) その他
10. その他
11. 閉 会

## (1) 鶴岡市国民健康保険運営協議会について

1. 設置  
国民健康保険事業(以下「国保事業」)の運営に関する重要事項を審議するため、市町村は国民健康保険運営協議会(以下「国保運営協議会」)を置くこととされています。(国民健康保険法第11条第1項)
2. 性格  
国保運営協議会は、その所管する事項について市町村長の要請により意見を述べるなど、市町村長の諮問機関としての役割を担っています。
3. 組織
  - (1) 構成及び定数  
国民健康保険の被保険者を代表する委員：5人  
保険医又は保険薬剤師を代表する委員：5人  
公益を代表する委員：5人  
被用者保険等保険者を代表する委員：1人
  - (2) 任期  
委員の任期：3年
4. 協議会の運営
  - (1) 開催回数及び会議時間  
協議会：年5回程度(このほか委員研修会を庄内地区合同で年1回開催)  
会議時間：通常午後1時開会で1時間30分から2時間
  - (2) 報酬及び費用弁償  
報酬：5,700円(日額・税込)  
費用弁償(交通費)：市の基準による額(片道2km以上)
5. 委員の推薦依頼  
国民健康保険の被保険者を代表する委員
  - ・鶴岡商工会議所(1人)
  - ・出羽商工会(1人)
  - ・鶴岡市農業協同組合(1人)
  - ・庄内たがわ農業協同組合(1人)
  - ・山形県漁業協同組合(1人)保険医又は保険薬剤師を代表する委員
  - ・鶴岡地区医師会(3人)
  - ・鶴岡地区歯科医師会(1人)
  - ・鶴岡地区薬剤師会(1人)公益を代表する委員
  - ・市議会(5人)被用者保険等保険者を代表する委員
  - ・山形県被用者保険等保険者連絡協議会(1人)

[根拠条文]

○ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

第 1 1 条 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。

2 前項に規定するもののほか、国民健康保険運営協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

○ 国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）

（国民健康保険運営協議会の組織）

第 3 条 国民健康保険運営協議会（第 5 条第 1 項及び附則第 1 条の 2 において「協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

2 委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第 4 条 協議会の委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

附 則

（協議会を組織する委員の特例）

第 1 条の 2 協議会は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第 1 0 条第 1 項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○ 鶴岡市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 133 号）

（国民健康保険運営協議会の委員の定数）

第 2 条 鶴岡市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 5 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 5 人
- (3) 公益を代表する委員 5 人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

○ 鶴岡市国民健康保険規則（平成 17 年規則第 92 号）

（会長）

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

（会議）

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会議は、条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに掲げる各委員 1 人以上を含む 過半数の委員の出席がなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

（意見の聴取）

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。

（答申）

第 5 条 会長は、会議において議事を決定したときは、市長に答申し、又は意見を述べることができる。

（会議録）

第 6 条 会長は、会議録を作成し、会長が指名する会議に出席した 2 人の委員とともに、これに署名しなければならない。

（庶務）

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部国保年金課において処理する。

（委任）

第 8 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(2) 国民健康保険制度の概要について

平成30年度からの制度概要（都道府県と市町村の役割分担）

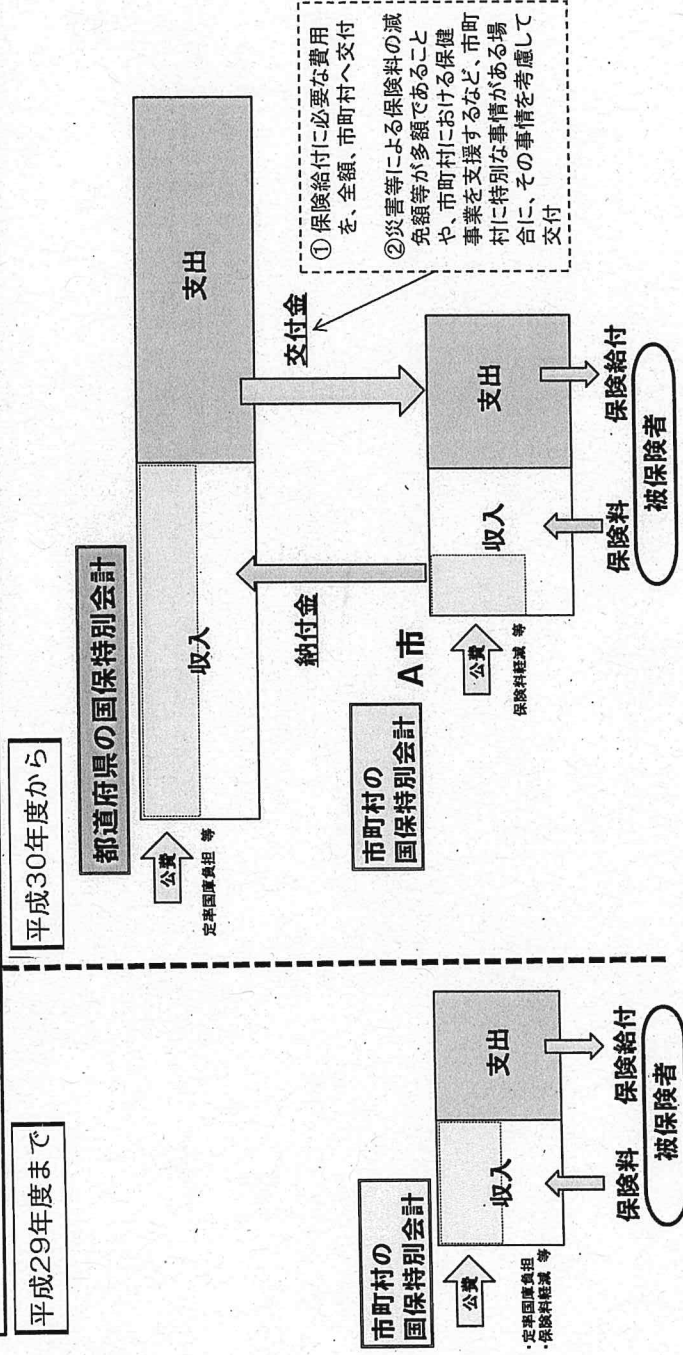
改革の方向性	
1. 運営の在り方 (総論)	<p>○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う</p> <p>○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度を安定化</p> <p>○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進</p>
2. 財政運営	<p>都道府県の主な役割</p> <p>市町村の主な役割</p> <p>財政運営の責任主体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村ごとの国保事業費納付金を決定</li> <li>財政安定化基金の設置・運営</li> </ul> <p>国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進</p> <p>※4. と5. も同様</p>
3. 資格管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)</li> </ul>
4. 保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表</li> <li>給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い</li> <li>市町村が行った保険給付の点検</li> </ul>
5. 保険給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険給付の決定</li> <li>個々の事情に応じた窓口負担減免等</li> </ul>
6. 保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>標準保険料率等を参考に保険料率を決定</li> <li>個々の事情に応じた賦課・徴収</li> <li>被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施(データヘルス事業等)</li> </ul>

国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金に見合った保険料を設定、徴収して都道府県に納付する。



(3) 国民健康保険事業の状況について

【平成30年度決算時点】

鶴岡市国民健康保険の財政見通し

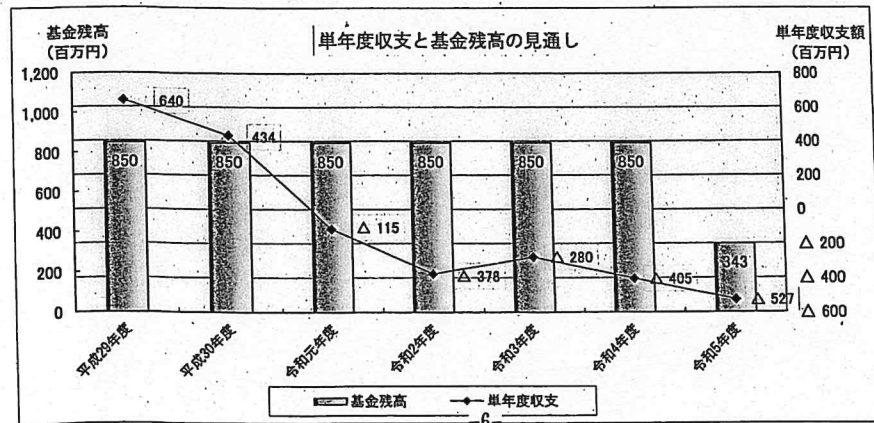
(単位：千円)

歳入	(決算額)		(推計額)				
	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国 保 税	3,193,509	2,826,586	2,759,190	2,648,823	※2,648,870	2,542,915	2,441,198
国 県 支 出 金	3,700,208	8,669,606	8,617,835	8,773,234	8,945,017	9,087,214	9,230,905
療 給 交 付 金	335,921	0	0	0	0	0	0
前 期 交 付 金	3,735,519	0	0	0	0	0	0
共 同 事 業 交 付 金	3,228,159	0	0	0	0	0	0
一 般 会 計 繰 入 金	936,550	875,838	842,964	830,753	815,795	800,062	784,777
基 金 繰 入 金	0	0	0	0	0	0	507,277
前 年 度 繰 越 金	693,649	763,420	1,197,792	1,083,283	705,078	424,715	19,403
そ の 他 収 入	50,819	72,814	59,716	59,716	59,716	59,716	59,716
歳 入 計	15,874,334	13,208,264	13,477,497	13,395,809	13,174,476	12,914,622	13,043,276

※税率改正により約1億円増  
(改定率約5%の見込み)

歳出	(決算額)		(推計額)				
	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
事 務 費	126,125	83,463	81,847	81,847	81,847	81,847	81,847
保 険 給 付 費	8,696,264	8,436,065	8,536,089	8,691,746	8,863,774	9,006,203	9,150,115
国 保 事 業 費 納 付 金	0	3,110,595	3,569,206	3,710,067	3,597,069	3,600,098	3,604,243
各 種 抛 出 金 等	2,216,766	0	0	0	0	0	0
共 同 事 業 抛 出 金	3,192,339	2	2	1	1	1	1
保 健 事 業 費	182,838	179,940	183,000	183,000	183,000	183,000	183,000
基 金 積 立 金	570,335	0	0	0	0	0	0
そ の 他 支 出	126,247	200,407	24,070	24,070	24,070	24,070	24,070
歳 出 計	15,110,914	12,010,472	12,394,214	12,690,731	12,749,761	12,895,219	13,043,276

収支等	(決算額)		(推計額)				
	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
形 式 収 支	763,420	1,197,792	1,083,283	705,078	424,715	19,403	0
単 年 度 収 支	640,106	434,372	△ 114,509	△ 378,205	△ 280,363	△ 405,312	△ 526,680
年 度 末 基 金 残 高	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	850,447	343,170



朝日地域国保直営診療所の状況

鶴岡市朝日庁舎市民福祉課

国保直営診療所運営体制

〈平成31年4月1日〉

項 目	上田沢診療所	大網診療所
嘱託医師	土田 兼 史 医師	佐久間 和 弘 医師
診 療 日	毎週 金曜日 週1回(祝・休日を除く)	毎週 月、水、金曜日 週3回(祝・休日を除く)
診療時間	午後1時～午後4時	午後1時～午後3時30分

国保直営診療所における過去10年の推移データ(診療状況)

区域	区域人口 (人)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (仮定)	増減率 H30/H29
		上田沢診療所	747	730	683	662	634	612	594	565	527	506	498
大網診療所	473	450	413	414	396	384	368	358	352	329	316	-6.5%	
計	1,220	1,180	1,096	1,076	1,030	996	962	923	879	835	814	-5.0%	
診療日数 (日)	上田沢診療所	142	145	146	144	143	145	144	145	48	50	25	4.2%
	大網診療所	142	145	146	144	143	144	139	145	140	140	70	0.0%
	計	284	290	292	288	286	289	283	290	188	190	95	1.1%
レセプト件数 (件)	上田沢診療所	553	523	458	406	367	331	269	260	261	259	122	-0.8%
	大網診療所	1,472	1,440	1,372	1,318	1,263	1,260	1,097	1,017	1,009	927	453	-8.1%
	計	2,025	1,963	1,830	1,724	1,630	1,591	1,366	1,277	1,270	1,186	575	-6.6%
利用延べ人数 (人)	上田沢診療所	1,162	1,132	1,117	948	804	686	466	493	463	397	188	-14.3%
	大網診療所	2,893	2,676	2,477	2,386	2,269	2,120	1,797	1,668	1,596	1,425	672	-10.7%
	計	4,055	3,808	3,594	3,334	3,073	2,806	2,263	2,161	2,059	1,822	860	-11.5%
1日当り平均利用人数 (人)	上田沢診療所	8.2	7.8	7.7	6.6	5.6	4.7	3.2	3.4	9.6	7.9	7.5	-17.7%
	大網診療所	20.4	18.4	17.0	16.6	15.9	14.7	12.9	11.5	11.4	10.2	9.6	-10.5%
	計	14.3	13.1	12.3	11.6	10.7	9.7	8.0	7.5	11.0	9.6	9.1	-12.7%
往診件数 (件)	上田沢診療所	68	107	81	95	19	6	7	1	1	0	0	-100.0%
	大網診療所	104	58	34	37	58	41	46	24	19	28	21	47.4%
	計	172	165	115	132	77	47	53	25	20	28	21	40.0%

(1) 令和元年度国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(案)について

令和元年12月補正予算 国民健康保険特別会計(事業勘定)

◎歳入補正予算 (歳入補正予算額 52,398千円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後の額	財源
3款	国庫支出金	1項 国補助金	0千円	2,257千円	2,257千円	○
		3目 国民健康保険制度関係業務準備費等補助金				
		4目 社会保険・税番号制度システム整備費補助金	0千円	13,376千円	13,376千円	○
7款	繰越金	1項 繰越金	1千円	24,739千円	24,740千円	●
		1目 前年度繰越金				
8款	繰入	3項 繰入	0千円	12,026千円	12,026千円	●
		5目 繰入				
		1目 前年度繰越金				
		2目 返還金36,765千円-保険給付費過年度返還金12,026千円				
		3目 繰上給付費過年度返還金(国保連)				

◎歳出補正予算 (歳出補正予算額 52,398千円)

款	項	目	補正前予算額	補正額	補正後の額	財源
1款	総務費	1項 総務管理費	2,850千円	15,633千円	18,483千円	○
		1目 一般管理費				
8款	請支出金	1項 償還金及び還付加算金	1,200千円	36,765千円	37,965千円	●
		3目 償還金				
		1目 前年度繰越金				
		2目 平成30年度山形県国民健康保険給付費等交付金(普通交付金)の返還				
		3目 外国人の在留資格に関するシステム改修に係る経費				
		4目 オンライン資格確認・外国人の在留資格に関するシステム改修に係る経費				

<財源の内訳>

款	項	目	補正要求額	財源の内訳		
				国支出金	県支出金	その他
1款	総務費	1目 一般管理費	15,633千円			
8款	請支出金	1項 償還金及び還付加算金	36,765千円		12,026千円	24,739千円

○オンライン資格確認について

【導入により何がかわるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少
- ②保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行等を大幅に削減

